

多機能地域ケアホームありがとう介護支援ステーション

指定介護予防支援事業所 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 QOL サービスが開設する指定介護予防支援事業所（以下「事業」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の指定介護予防支援に関する知識を有する職員（以下「担当職員」という）が要支援状態にある高齢者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 事業所の担当職員は、利用者の心身の特性、状況等を踏まえて、その要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行う。
- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定介護予防サービス等が特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏することのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の運営に当たっては、関係市町村、地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
 - 5 利用者の人権擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じる。
 - 6 事業を提供するにあたっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努める。

(事業の名称および所在地)

- 第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。
- (1) 名 称：多機能地域ケアホームありがとう介護支援ステーション
 - (2) 所在地：福山市春日町 7 丁目 3 番 5 号

(職員の職種、員数および職務内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1 名（常勤、担当職員と兼務）

管理者は、事業所の従業者の管理、利用者の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握
その他指揮命令等を一元的に行うとともに、自らも指定介護予防支援の提供に当たるものとする。

(2) 担当職員 3 名以上（常勤）

担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。

（営業日および営業時間）

第5条 営業日、営業時間および休業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日までとする。
- (2) 休業日：土・日曜日、8月12日～8月15日、12月29日～1月3日とする。
- (3) 営業時間：9時から18時までとする。

但し、職員は各自携帯電話を携行し、24 時間体制で相談及び連絡調整を行う。

（指定介護予防支援の提供方法、内容）

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- (2) 利用者及び家族との面談により、利用者を支援すべき総合的な課題を把握し、自立した日常生活を営むために必要な目標を設定する。
- (3) サービス担当者会議等を通じ、目標を達成するために行うべき支援内容及び期間を定めた介護予防サービス計画（以下「計画」という。）を作成する。
- (4) 指定介護予防サービス事業者等からの報告及び利用者の継続的なアセスメントにより、計画の実施状況を把握し、必要に応じて、計画変更等を行う。
- (5) 計画に位置付けた期間が終了するときは、目標に照らした計画の達成状況について評価を行う。

(6) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：3 月に 1 回

但し、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は少なくとも 6 月に 1 回

- ・利用者の同意を得ること
- ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。

(7) モニタリングの結果記録：1 ヶ月に 1 回実施する。

(利用料、その他の費用の額)

第 7 条 指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該指定介護予防支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者からの利用料の支払は受けないものとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条 通常の事業の実施区域は、福山市とする。

(業務継続計画の策定等)

第 9 条 感染症や非常災害の発生時に、利用者に事業を継続的に実施するために次の措置を講ずるものとする。

- (1) 業務継続計画の策定と従業者への周知
- (2) 従業者に対する業務継続計画の研修及び訓練を定期的（年 1 回以上）に実施
- (3) 定期的な業務継続計画の見直し及び変更

(衛生管理等)

第 10 条 従業者の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、まん延しないように次の措置を講ずるものとする。

- (1) 感染症対策を検討する委員会の開催と結果について従業者への周知
- (2) 感染症対策の指針の整備
- (3) 従業者に対する定期的な研修及び訓練の実施

(事故発生時の対応)

第 11 条 利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるものとする。

- 2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録を行うものとする。
- 3 利用者に対する指定介護予防支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第 12 条 提供した指定介護予防支援又は自らが計画に位置付けた指定介護予防サービス等に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。

- 2 提供した指定介護予防支援に関し、介護保険法第 23 条の規定により市町村が行う文章その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 提供した指定介護予防支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 14 条 利用者の人権の擁護・虐待等の発生または再発防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止に関する措置の担当者の配置
 - (2) 従業者に対する定期的な研修の実施
 - (3) 虐待防止対策を検討する委員会の定期的な開催と結果について従業者への周知
 - (4) 虐待防止の指針の整備
 - (5) その他虐待防止のために必要な措置
- 2 サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村へ通報するものとする。

(身体拘束等の適正化)

第 15 条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

- 2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(ハラスメント対策)

第 16 条 事業者は、適切な介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防支援従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(その他運営に関する重要事項)

第 17 条 指定介護予防支援の質の評価を行い、常にその改善を図ることとし、業務の執務体制についても検証、整備する。

- 2 従業者の質の向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとする。
 - (1) 採用時研修 採用後 30 日以内
 - (2) 継続研修 年 2 回以上
- 3 事業所において、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、業務上必要かつ相当な範囲を超えた性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動により、従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。
- 4 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 6 事業所は指定介護予防支援の提供に関する諸記録を整備し、介護予防サービス計画完了の日から 5 年間は保存するものとする。
- 7 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと当事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、2024 年 5 月 1 日から施行する。

多機能地域ケアホームありがとう 介護支援ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 株式会社 QOL サービスが開設する、多機能地域ケアホームありがとう介護支援ステーションが行う指定居宅介護支援の事業（以下「事業」という）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」という）に対して、個々の解決すべき課題、その心身の状況や置かれている環境等に応じてアセスメントを行い、介護保険法の基本理念である利用者本位によるサービスの選択、総合的・効率的サービスの提供、公正中立の立場をもって保健・医療・介護にわたる指定居宅サービス等により、居宅サービス計画を立て、利用者の自立の支援および生活の質の向上を図るため総合的かつ効率的なサービスを提供し、「在宅介護」が継続出来るように支援することを目的とする。

（運営の方針）

- 第2条 事業所の介護支援専門員は、利用者の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して事業を行う。
- 2 事業の実施にあたっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の意向を尊重し、適切な保健医療サービスおよび福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
 - 3 事業の実施にあたっては、利用者の意思および人格を尊重し、特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏ることのないよう公正中立に行う。
 - 4 事業の実施にあたっては、関係市町、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等、及び地域住民との連携に努める。

（事業の名称および所在地）

第3条 事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- （1）名 称：多機能地域ケアホームありがとう介護支援ステーション
- （2）所在地：福山市春日町 7 丁目 3 番 5 号

（従業者の職種、員数および職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数および職務内容は、次のとおりとする。

- （1）管理者 1 名（常勤）
管理者は、従業者を指導監督するとともに、事業所の利用者に対して適切な運営がなされるか、また、その運営において関係機関との連携が適切に行われるよう統括する。
- （2）介護支援専門員は 3 名以上とする。

- (3) 介護支援専門員は介護保険法の基本理念に基づき、利用者の課題分析・サービス担当者会議の開催・居宅サービス計画の作成および実施状況の把握など居宅介護支援を構成する一連の業務を行う。

(営業日および営業時間)

第5条 営業日、営業時間および休業日は、次のとおりとする。

- (1) 営業日：月曜日から金曜日まで。
- (2) 休業日：土・日曜日、8月12日～8月15日、12月29日～1月3日とする。
- (3) 営業時間：9時から18時までとする。

※但し職員は各自携帯電話を携行し、24時間体制で相談及び連絡調整を行う。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第6条 指定居宅介護支援の提供方法は、次のとおりとする。

- (1) 利用者または家族から直接連絡があった場合は、事業所の相談室または利用者の居宅により適切な対応を行う。
- (2) 使用する課題分析表の種類：MDS－HC 他
- (3) サービス担当者会議の開催場所：利用者の居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度：1月に1回実施する。

但し、以下の要件を設けた上で、テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用した場合は少なくとも2月に1回居宅訪問を実施する。

- ・利用者の同意を得ること。
 - ・サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について、主治医、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
 - i 利用者の状態が安定していること。
 - ii 利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合を含む）。
 - iii テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業所との連携により情報を収集すること。
- (5) モニタリングの結果記録：1月に1回実施する。

(指定居宅介護支援の内容)

第7条 指定居宅介護支援の内容は、次のとおりとする。

- (1) 介護支援専門員は、利用者の居宅を訪問し、利用者及びその家族に面接を行い、利用者の有する能力やその置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことが出来るように支援するうえで解決すべき課題の把握及び分析を行い、その課題に基づき居宅サービス計画を作成する。

- (2) 介護支援専門員は利用者及びその家族に対して、あらかじめ利用者は居宅サービス計画に位置付ける指定居宅サービス事業所について、複数の事業所の紹介を求めることが可能なことや、位置付けた理由を求めることが可能であることを説明する。
- (3) 介護支援専門員は、居宅サービスに位置付けた指定居宅サービス事業者に対して、指定居宅サービス基準において位置づけられている計画書の提出を求める。
- (4) 介護支援専門員は、居宅サービス計画の作成後においても、利用者及びその家族、主治医、指定居宅サービス事業所等との連絡を継続的に行うことで、居宅サービス計画の実施状況を把握（以下、モニタリング）という）する。また、少なくとも1月に1回（一定条件を満たす場合は2月に1回）は利用者の居宅で面接を行い、かつ、少なくとも1月に1回はモニタリングの結果を記録する。
- (5) 介護支援専門員は、必要に応じサービス担当者会議を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から専門的な見地からの意見を求める。

（利用料、その他の費用の額）

第8条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、次のとおりとする。

- (1) 指定居宅介護支援に係る費用の額については、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。
- (2) 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費においては、公共交通機関を利用して訪問した場合は、その実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は、通常の事業の実施地域を越えた地点から路程1kmあたり20円を徴収する。有料道路や船舶等の費用は実費とする。
- (3) 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記入押印）を受けることとする。

（通常の事業の実施地域）

第9条 事業所の通常の事業の実施区域は、福山市とする。

（緊急時における対応）

第10条 従業者は、サービスの提供中に利用者の病状が急変した場合や、その他緊急事態が生じた時は、速やかに管理者へ報告し、主治医及び家族に連絡する等の措置を講ずる。主治医への連絡が困難な場合は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に事故が発生した場合には、速やかに市区長村や利用者の家族、関係機関等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して取った処置について記録する。

3 事業所は、利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

(苦情解決)

第 12 条 事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、指定居宅サービス等に関する利用者の要望、苦情に対し、迅速に対応する。

2 事業所は、前項の苦情の内容について記録する。

(個人情報の保護)

第 13 条 利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の同意を得るものとする。

(虐待の防止のための措置)

第 14 条 事業所は虐待の発生又はその再発を防止するため、担当者を決め、対策を検討する委員会を定期的に開催し、虐待防止のための指針を整備する。事業所は居宅介護支援事業所の従業者に対して定期的な研修を実施する。

(身体拘束等の適正化)

第 15 条 事業所は利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束等を行ってはならない。

2 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する。

(ハラスメント対策)

第 16 条 事業者は、適切な居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより居宅介護支援従業者等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じる。

(衛生管理)

第 17 条 事業所は感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じる。事業所は、感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね 6 月に 1 回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。事業所は、感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。事業所は、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修

及び訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第 18 条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービス提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する事項)

第 19 条 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図ることに努め、また、業務体制を整備する。

- 2 対象地域および団体との連絡協議会は、年 1 回以上開くものとする。また、その他種々の行政または機関との協議には、積極的に参加して、意見交換をする。
- 3 事業所は、社会的使命を十分認識し、従業者の質的向上を図るため研究・研修の機会を設け、また、業務体制を整備する。
- 4 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。
- 5 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は株式会社 QOL サービスと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。
- 6 事業の実施にあたり、質議が生じたときは関係官庁の指導を得てこれを処理するものとする。
- 7 事業者は、居宅介護支援の提供の開始に当たり、あらかじめ利用者は複数の指定居宅サービス事業者を紹介するよう求めることが出来ることを利用者に書面で交付し、説明を行い同意を得る。
- 8 事業者は、居宅介護支援の提供の開始にあたり、利用者に以下について書面で交付し、説明を行い同意を得る。
 - ・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用割合
 - ・前 6 ヶ月間に作成したケアプランにおける、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの、同一事業者によって提供されたものの割合
- 9 介護支援専門員は、居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービスの総額に占める割合が基準に該当する場合であつて、かつ、市町村からの求めがあった場合には、居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由を記載するとともに、居宅サービス計画を市町村に届ける。

附則

この規程は、平成 18 年 12 月 1 日から施行する。この規程は、平成 19 年 7 月 2 日から施行する。

この規程は、平成 20 年 6 月 1 日から施行する。この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 22 年 5 月 1 日から施行する。この規程は、平成 22 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。この規程は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行する。この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。この規程は、平成 25 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。この規程は、平成 26 年 6 月 16 日から施行する。

この規程は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。この規程は、平成 26 年 7 月 22 日から施行する。

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。この規程は、平成 28 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。この規程は、平成 29 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 29 年 7 月 17 日から施行する。この規程は、平成 30 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 7 月 1 日から施行する。この規程は、令和 元年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 2 月 1 日から施行する。この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 6 月 1 日から施行する。この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。